

報告第 1 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和5年12月18日付けで専決処分したので報告する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

道路陥没による車両事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和5年8月5日に発生した車両通行時の道路陥没による運転者、同乗者への身体的被害及び車両へ与えた被害に対する損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月18日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、令和5年8月5日に発生した車両通行時の道路陥没による運転者、同乗者への身体的被害及び車両へ与えた被害に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

523,685円

2 事故の概要

令和5年8月5日（土）午後0時55分ごろ都府楼南2丁目8番7号前市道路を被害者が配達のため車両で通過した際道路が陥没し、車両が落ちて立ち往生の状態になる。陥没穴に車両が落ちる際に運転者、同乗者へ身体的損傷及び車両への損害を与えた。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険及び本市で相手方に全額支払う。